

届出基準一覧表

届出対象		届出対象規模		
		一般地域	大分空港周辺地区	鶴川地区 国道213号沿道 市街地(桜八幡神社・鶴川商店街周辺) 臨海地区
届出対象 (要事前協議)		景観形成重点地区 世界農業遺産モデル地区 富来地区 旭日地区 密乗院地区 山岳寺院文化地区 (自然公園特別区は国・県へ)		
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの、または、延べ床面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの、または、延べ床面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの、または、延べ床面積500㎡を超えるもの	延べ床面積10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ10mを超えるもの よう壁 ／高さ5mを超えるもの 太陽光発電施設 ／高さ10mを超えるもの、または、パネル面合計面積が1,000㎡を超えるもの (一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く)	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ10mを超えるもの、または、パネル面合計面積が1,000㎡を超えるもの (一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く)	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ5mを超えるもの、または、築造面積10㎡を超えるもの よう壁 ／高さ1.5mを超えるもの 太陽光発電施設 ／パネル面合計面積が10㎡を超えるもの (一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く)	塔上工作物、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設 ／高さ5mを超えるもの、または、築造面積10㎡を超えるもの よう壁 ／高さ1.5mを超えるもの 太陽光発電施設 ／パネル面合計面積が10㎡を超えるもの (一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く)
木竹の伐採又は植栽	延べ面積1,000㎡を超えるもの (ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)	延べ面積1,000㎡を超えるもの (ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)	延べ面積1,000㎡を超えるもの (ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの (ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く)
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ2mを超え、かつ、面積100㎡を超え、かつ、堆積等の期間が90日を超えるもの	高さ2mを超え、かつ、面積100㎡を超え、かつ、堆積等の期間が90日を超えるもの	高さ2mを超え、かつ、面積100㎡を超え、かつ、堆積等の期間が90日を超えるもの	高さ1.5mを超えるもの、または、面積50㎡を超えるもの
開発行為	開発面積3,000㎡を超えるもの	開発面積3,000㎡を超えるもの	開発面積3,000㎡を超えるもの	開発面積3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積1,000㎡を超え、かつ、のり面の高さ2mを超えるもの	面積1,000㎡を超え、かつ、のり面の高さ2mを超えるもの	面積1,000㎡を超え、かつ、のり面の高さ2mを超えるもの	面積1,000㎡を超えるもの

※5,000㎡以上の土地に太陽光発電設備等を設置する場合には、地元住民(行政区)等への説明会の実施の後に、市への事前の届出が必要となります。

「国東市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」担当課 政策企画課 政策係:0978-72-5161